

不法滞在者ゼロプラン ～強力推進パッケージ～

はじめに（「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」の公表に至るまでの経緯）

これまで、我が国は外国人を適正に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑かつ厳格な出入国在留管理の実現を目指してきました。

しかし、昨今、一部の外国人による法令違反等に関する報道がなされるなど国民の間で不安が高まっている状況を受け、誤用・濫用的な難民認定申請を繰り返している者を含め、退去強制事由に該当する外国人を速やかに我が国から退去させるための「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を2025年5月に公表しました（資料1参照）。

不法滞在者ゼロプランは、不法滞在者ゼロを目指すことを理念として、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の三つの段階に分け、各段階における具体的な対応策をまとめています。

不法滞在者ゼロプラン公表後、各施策の推進に努めてきたところ、我が国における不法残留者数（2026年1月1日時点）は依然として約6万8千人に上っているなど不法滞在者対策に関する更なる取組が必要な状況です（資料2参照）。

2025年11月に、高市内閣総理大臣から平口法務大臣に対し、「不法滞在者ゼロプランの強力な推進」について指示があり（資料3参照）、さらに、2026年1月23日に「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議¹」において決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」においても不法滞在者ゼロプランの強力な推進等が掲げられました（資料4参照）。

こうした状況も踏まえ、平口法務大臣の指示の下、精力的に検討を重ね、後ほど述べる不法残留者数の増減要因の分析を行った上で、不法滞在者ゼロプランの三つの段階において重点的に取り組むべき施策を「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」として取りまとめ、2026年5月に公表するに至りました（資料5参照）。

この強力推進パッケージについては、国会で取り上げられるなどしたことを踏まえ、より御理解いただきやすいものとする観点から、このたび、策定までの経緯を記すとともに、各項目について補足的に説明を付す形で取りまとめました。同パッケージに掲げられた施策を着実に進め、秩序ある共生社会の実現に向けて尽力していきたいと考えています。

2026年8月

法務副大臣 三 谷 英 弘

¹ 一定の専門性・技能を有する外国人等の受入れ並びに国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な、秩序ある共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、開催するもの。

1 不法残留者数の増減要因（現状分析）

まず、不法残留者数の増加要因を減少させ、減少要因を増加させる施策を網羅的に検討するため、不法残留者数の増加要因と減少要因の現状分析を行った。

不法残留者の増加要因を分析したところ、2025年中に新規に不法残留者となった者が約1万3千人おり、その内訳は、査証免除国から短期滞在の在留資格で上陸を許可され、その後不法残留した者が約3,900人、査証国から短期滞在の在留資格で上陸を許可され、その後不法残留した者が約600人、技能実習の在留資格を認められ、その後不法残留した者が約3,200人、難民認定²申請を行った経歴があった者が約2,500人などであった。

一方、不法残留者数の減少要因を分析したところ、2025年中に送還等により不法残留状態が解消された者が約1万7千人おり、その内訳は、一定の要件を満たすことを条件に、收容されることなく簡易な手続で出国することができる出国命令³により出国した者が約9,800人、退去強制令書⁴の発付を受け送還された者が約6,600人などであった。

² 難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）及び難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）が1982年に我が国について発効したことに伴い、難民条約及び議定書の諸規定を国内で実施するため、難民認定制度が整備された。この制度では、難民である外国人は、難民認定申請を行い、法務大臣から難民であるとの認定を受けることができ、また、難民条約に規定する難民としての保護を受けることができる。ここでいう「難民」とは、難民条約第1条又は議定書第1条の規定により定義される難民を意味し、それは、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされている。難民認定手続とは、外国人がこの難民の地位に該当するかどうかを審査し決定する手続。

³ 不法残留している外国人は、退去強制手続が執られ、日本から送還されることになる。また、送還後、5年間（事情によっては10年間となる場合もある。）は日本に入国することはできない。しかし、不法残留している外国人が、帰国を希望する場合は、一定の要件を満たすことを条件に、出国命令制度により、收容されることなく簡易な手続で出国することができる。この場合、日本に入国できない期間は1年間となる。ただし、速やかに出国することを希望して、自ら地方出入国在留管理局に出頭した場合を除き、短期滞在の在留資格で入国しようとする場合は5年間となる。

⁴ 退去強制令書が発付されると、入国警備官は、退去強制を受ける外国人に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその外国人を送還しなければならない。また、入国警備官は退去強制令書の発付を受けた外国人である「被退去強制者」を直ちに我が国から送還することができないときは、その旨を主任審査官に通知し、同通知を受けた主任審査官は被退去強制者を監理措置に付すか收容するかを審査することとされている。この場合において、主任審査官は、その者を收容する旨の判断をしたときは、送還可能のときまで、その者を入国者收容所、地方出入国在留管理局の收容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容することができる。とされている。

また、退去強制手続⁵又は出国命令手続を執られるに至った経緯別の内訳を見ると、出頭申告による者が約1万1千人、警察等関係機関からの身柄引取等による者が約4,800人、入管単独又は警察等との合同の摘発による者が約1,500人であった。

こうした現状分析を行うことにより、増加要因を減少させる、すなわち不法残留者を増やさない施策又は減少要因を増加させる、すなわち不法残留者を減らす施策を網羅的に検討し、今後重点的に取り組むべき施策を取りまとめた。

2 「強力推進パッケージ」の具体的な内容

「強力推進パッケージ」においても、不法滞在者ゼロプランと同様に「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の三つの段階に分け、各段階における具体的な対応策を以下（１）～（８）のとおり取りまとめた。

これらの対応策は、不法残留者数の増加要因及び減少要因として分析した各要因に対応するようになっており、

- ・ 不法残留者を増やさない施策が（１）
- ・ 不法残留者を減らす施策が（５）（６）（７）（８）
- ・ 不法残留者を増やさない、かつ、減らす施策が（２）（３）（４）

となっている。

なお、（８）の「摘発の強化」は、不法滞在者ゼロを目指すことを理念とする上で、摘発を強化し、不法残留者等を縮減していくことも重要と考えられたことから、「強力推進パッケージ」において、重点的に取り組むべき新規施策として盛り込むこととしたものである。

（１）電子渡航認証制度（正式略称：J E S T A）の早期導入

J E S T Aは、査証免除対象者で観光等を目的とする短期滞在の活動を行おうとする者等を対象に、事前の認証により入国前にスクリーニングを行い、不法残留や不法就労等を企図する外国人の入国を防止するものである。

不法滞在者ゼロプランにおいては、J E S T Aに関する制度検討の加速や導入時期の前倒しを掲げていたが、「強力推進パッケージ」においては、更に対策を充実させている。

ア 査証免除国・地域からの短期滞在者の入国については、J E S T A導入（資料6参照）

⁵ 出入国在留管理行政においては、外国人の円滑な受入れを推進する一方、我が国の安全・安心を脅かす外国人については、厳正に対処し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。「退去強制」は、我が国の安全・安心を脅かす外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であり、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、出入国管理及び難民認定法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の３段階の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争う場合に十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている。

J E S T Aの導入により、査証免除対象国・地域からの不法残留等のおそれがある外国人の入国を阻止することができ、出入国管理の厳格化が期待される。

なお、J E S T Aについては、2028年度中の導入を目指し、2026年4月から設計・開発作業を開始している。

イ 査証国・地域からの短期滞在者の入国については、厳格な査証審査に活用すべく出入国在留管理庁及び外務省が関連情報の連携を強化並びにD XによるJ E S T A業務と査証業務の情報連携

外務省における査証審査に資する情報連携を従来以上に緊密に行っていくことを検討・調整していく。

ウ 技能実習制度に替わる育成就労制度の創設（資料7参照）

技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度に替わり、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設され、2027年4月1日の運用開始に向け準備を着実にやっている。

育成就労制度は、技能実習制度で指摘されていた課題を踏まえ、制度が適正化され、本人意向による転籍が認められること等によって、育成就労制度下での新たな失踪者の発生の抑制が期待される。

エ 中長期在留者⁶の入国についても、在留資格認定証明書交付申請に係る審査の更なる厳格化を検討

一部の中長期在留資格から不法残留になるケースを防ぐため、過去の在留審査等で把握した情報を分析することなどにより、入国前の在留資格認定証明書⁷に係る審査等に活用し、審査の更なる厳格化を図ることが考えられる。

（2）退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

不法滞在者ゼロプランにおいては、退去強制が確定した外国人⁸が多い国について、外務省に情報を共有し、同省と連携して当該国に対して出入国在留管理制

⁶ 入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の(1)から(4)までのいずれにも当てはまらない者。

なお、次の(5)及び(6)に該当する者も中長期在留者には当たらない。

- (1) 「3月」以下の在留期間が決定された者
- (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- (4) (1)から(3)までに準ずるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族、デジタルノマド又はその配偶者・子）
- (5) 特別永住者
- (6) 在留資格を有しない者

⁷ 日本に入国しようとする外国人が、日本で行おうとする活動内容がいずれかの在留資格（「短期滞在」及び「永住者」を除く。）に該当するものである等の上陸のための条件に適合していることを証明するために、入国前にあらかじめ行う申請。なお、交付された在留資格認定証明書は、在外公館における査証申請や上陸申請の際に提出・提示することにより、速やかに査証発給や上陸許可を受けることができる。

⁸ 退去強制令書発付後に仮放免されている者、監理措置を受けている者及び収容されている者。

度の周知など不法滞在者の発生を防止するための取組や帰国用渡航文書の発給等に関する協力の申入れなどの働き掛けを強化することとした。

「強力推進パッケージ」においては、こうした働き掛けについて、更に具体化している。

ア アウトリーチ型の働き掛け⁹や動画（多言語）による広報強化等の取組を検討
不法滞在のデメリット等（不法残留は犯罪であり逮捕されることもあること、不法残留者を雇用した者に対する罰則もあるため働き口もないこと等）について、駐日外国公館に赴き、周知を求めるとともに、外務省に対しても在外公館における周知への協力を要請することを検討する。

イ 駐日外国公館に申入れを実施

駐日外国公館に対し、出入国在留管理制度等に関する説明や悪質ブローカーに関する注意喚起を実施しており、引き続きこうした取組を行う。

退去強制が確定した外国人の臨時旅券の早期発給に関し、引き続き所要の申入れを実施していく。

ウ 諸外国の取組例等の調査研究も必要

他国における自国民への周知状況等について、調査研究を実施していく。

（３）難民認定申請の審査の迅速化（資料８参照）

不法滞在者ゼロプランにおいては、誤用・濫用的な申請について、難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件（Ｂ案件¹⁰）へ適切に振り分けるため、最新の出身国情報等を踏まえてＢ案件とすべき申立て内容を類型化し、在留制限を実施するとともに、審査の迅速化を行うこととした。

これに基づき、2025年５月からＢ案件の類型化を実施した結果、Ｂ案件への振分け実績が2024年の0.6%から2025年には14.3%へと増加したほか、2025年５月から同年末までに難民認定申請案件の未処理数が約4,000件（約21%）減少した。

「強力推進パッケージ」においては、引き続き、最新の出身国情報等を踏まえ、類型化が可能な申立て内容を整理・拡充し、誤用・濫用的な申請の抑制と難民認定申請の処理の迅速化を図っていく。

また、最速で処理が可能となった場合の案件処理のタイムラインを明示していくほか、不法滞在者ゼロプランにおいて掲げた目標の達成に向けて必要な体制についても整備していく。

（４）出入国在留管理のＤＸ（資料９参照）

⁹ 一般に「アウトリーチ」とは、組織や支援者の側から、対象者のいる場所へ積極的に出向いて働きかけることをいうところ、ここでは、対象となる者に対して積極的・直接的に働きかけること。

¹⁰ 難民である可能性が高い申請者等の迅速な保護及び誤用・濫用的な申請の抑制を目的として、申請の段階で案件の振り分けを行い、振り分け結果に応じて迅速処理の対象とする等の措置を執っている。なお、Ａ案件は、難民条約上の難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件、Ｂ案件は、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件、Ｃ案件は、再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件、Ｄ案件は、上記以外の案件。

不法滞在者ゼロプランにおいては、J E S T A導入後は、入国者につき入国から在留、出国までの情報の一元的な管理を実現しながらA Iを含むデジタル技術の活用等による情報収集・分析の高度化・迅速化、D Xの効果を最大限発揮できる体制等の整備を図っていくこととした。

「強力推進パッケージ」においても更にD Xを推進していくことを目指しており、出入国在留管理の一体的な高度化を実現するため、2026年4月にD X推進のための体制を整え、それぞれの業務分野ごとに具体的なD X施策の検討を加速度的に実施していく。

(5) 護送官付き国費送還の促進

不法滞在者ゼロプランにおいては、退去強制令書が発付されても、自発的な出国が期待できない者について、護送官付き国費送還、すなわち、入国警備官が同行して実施する送還を促進することにより、確実に送還を行うこととした。「強力推進パッケージ」においては、こうした取組を更に強力に推進していく。

ア 護送官付き国費送還を更に強力に推進

2027年までに、護送官付き国費送還の実施人数について、2024年の実績(249人)から倍増(約500人)することを目指すこととしており、この目標を達成するため、護送官付き国費送還に使用可能な航空会社や送還経路の新規開拓、各在外公館との協力体制の強化、送還協力に消極的な国への働き掛けを行っていく。

イ 多角的な送還手法の検討

他国における事例の調査やこれらの事例等の我が国における活用の検討を行う。

(6) 改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進(退去強制手続等の概要については資料10参照)

不法滞在者ゼロプランにおいては、帰国を拒んでいる外国人に対して、護送官付き国費送還の実施だけではなく、出国命令制度や2023年入管法改正により創設した上陸拒否期間短縮制度¹¹等の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進することとした。「強力推進パッケージ」においては取組を更に具体化し、強力に推進していく。

ア 帰国説得を行う人員の体制整備や帰国説得用資料(多言語翻訳)の準備の検討の上、「早く帰れば良かった。」などと後悔していた被送還者の声をアウトリ

¹¹ 退去強制令書の発付を受けた者の自発的な出国を促すため、自費出国許可を受けて出国しようとする場合に、上陸拒否期間の短縮を決定することができる制度であり、上陸拒否期間の短縮決定を受けて自費出国した者の上陸拒否期間は、5年から1年に短縮されることとなる(在留資格「短期滞在」により上陸しようとする場合を除く。)。上陸拒否期間の短縮決定は、退去強制令書の発付を受けた者であって、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとする者(過去に退去強制されたこと又は出国命令により出国したことがない者に限る。)からの申請に基づき、申請者の素行や退去強制の理由となった事実その他の事情を考慮して相当と認めるときに、上陸拒否期間を1年とする旨の決定をすることができる(出入国管理及び難民認定法第52条第5項)。

一斉型で周知

帰国説得に特化した担当の創設やこうした説得に関する職員教育を行うことを検討する。

また、過去に護送官付き国費送還により送還された者のうち、後悔している者の声などを収集し、送還を拒んでいる者に対して示すなどして帰国説得を行うことを検討する。

さらに、不法就労のデメリット等について、業界団体を通じて周知するよう業所管省庁に対して申し入れるなどして、不法就労先を減らすことで、出頭申告を促すことにより自発的な帰国につなげることも検討する。

イ 被仮放免者及び被監理者（特に、旧法下の被仮放免者）について、各要件を満たさなくなったものは收容した上、帰国説得

被仮放免者¹²及び被監理者¹³について、事情の変更等により、それらの法律上の要件を満たさないこととなっていないかを適時確認する。

その上で、被仮放免者又は被監理者が、各要件を満たさなくなったことを把握した場合には、被仮放免者については仮放免を、被監理者については監理措置決定を、それぞれ取り消すなどして收容する。

上記により收容された者に対しては、帰国説得を行うとともに、帰国説得にも応じない場合には、護送官付き国費送還を迅速に実施していく。

（７）被仮放免者の不法就労防止

不法滞在者ゼロプランにおいては、

- ・ 被仮放免者が仮放免の条件に違反していないかについて、入国警備官が指定住居等に赴き、生活状況を確認する動静監視に注力する
- ・ 条件違反者については收容するなど厳格な対応をしていくことで、不法就労の抑止を図っていくほか、警察と協力して雇用主の不法就労助長¹⁴者を積極的に摘発することで、不法就労者を雇用しようとする雇用主を減らすこと

¹² 仮放免された者。仮放免とは、收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている被收容者について、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により收容を一時的に解除することが相当と認められるときに、收容を一時的に解除する制度（出入国管理及び難民認定法第 54 条）。なお、2025 年末時点の退去強制令書発付後の被仮放免者数は 1,987 人である。

¹³ 監理措置に付された者。監理措置とは、監理人による監理の下、逃亡等を防止しつつ、相当期間にわたり、社会内での生活を許容しながら、收容しないで退去強制手続を進める措置。監理措置は、退去強制令書発付前のもの（出入国管理及び難民認定法第 44 条の 2 以下に規定）と、退去強制令書発付後のもの（同法第 52 条の 2 以下に規定）とがある。なお、2025 年末時点の退去強制令書発付後の被監理者数は 894 人である。

¹⁴ 不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした者（不法就労助長罪）は、3 年以下の拘禁刑・300 万円以下の罰金の対象となる。なお、外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れない。2027 年 4 月 1 日以降は、「5 年以下の拘禁刑・500 万円以下の罰金」に引き上げられる。また、不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした外国人事業主は、退去強制の対象となる。

により、被仮放免者が不法就労する機会が生じないようにすることとした。

「強力推進パッケージ」においては不法就労対策を更に強化していくこととしている。

ア 不法就労助長者の摘発強化・厳正に対処

外国人雇用状況届出制度¹⁵の適正化を図るための取組を強化している都道府県労働局等とも連携し、入管法違反が疑われる雇用主等を認知した場合には、積極的に摘発等を実施していく。

また、不法就労助長者について、刑事処分の内容にかかわらず、警察等から情報提供を受けるなどして、積極的に退去強制手続を執っていく。

イ 不適正ヤード対策

関係省庁と連携して、不適正ヤード¹⁶に対する立入検査等を実施することなどを検討する。

ウ 不法就労助長罪を各業法の欠格事由に盛り込むことを提案

関係省庁とも連携しながら不法就労助長者の摘発強化を行い、これらの取組状況なども踏まえながら、各業法の許認可に関する欠格事由について、不法就労助長行為を行った者を盛り込むことを提案することも検討していく。

(8) 摘発の強化

不法滞在者ゼロを目指すことを理念とする上で、不法残留者等を縮減していくためには、摘発を強化することが重要と考えられたことから、「摘発の強化」を重点的に取り組むべき施策として新たに加えた。

ア 合同・入管単独摘発の強化

関係機関との合同摘発を強化しつつ、地方公共団体が各業法に基づき、外国人が就労する場所に立入検査を行う場合には、同行することなども検討していく。

また、体制の増強を行った上、警察等との合同摘発や、入管単独での摘発を強化していく。

イ サイバーパトロールの実現

サイバーパトロールによって得られた情報を生かし、不法就労（助長）を防止するとともに効果的な摘発につなげることを検討していく。

¹⁵ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主に対し、外国人労働者（在留資格「外交」、「公用」及び特別永住者を除く。）の雇入れ及び離職の際に、「外国人雇用状況の届出」を義務付けている（届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる。）。

¹⁶ 使用済みの金属又はプラスチックから成る物品の保管又は再生を行うスクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題となっている。また、不適正なスクラップヤードを経由した金属資源等の海外流出や、一部のスクラップヤードが外国人の不法就労の温床となっていることが指摘されている。

ウ 情報提供、通報の促進策の検討

国・地方公共団体の職員は、職務を遂行するに当たって退去強制事由に該当すると思料する外国人を知ったときは、その旨を入国審査官又は入国警備官に対して通報する義務があるところ、これを改めて周知した上で、不法就労助長者に関する情報提供の更なる推進を検討していく。

3 不法就労対策パッケージについて（資料11参照）

2025年中に退去強制手続等を執った外国人のうち、その7割以上の者に不法就労事実が認められた。

こうした状況を踏まえ、「総合的対応策」においては、「不法就労対策の強力な推進等」が掲げられた。

従来、警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、我が国における不法就労等外国人問題について、これら各省庁の関係局部長を構成員とする「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を設置し、不法就労等外国人に対する具体的施策の立案や関係行政機関の連携強化策を講じており、第一線機関においても、その連携を更に強固にし、より積極的に対策に取り組むため、毎年、「不法就労等外国人対策の推進（改訂）」を策定している。

今般、「不法就労等外国人対策の推進（改訂）」を策定するに当たっては、「総合的対応策」の中の「不法滞在者ゼロプランの強力な推進等」及び「不法就労対策の強力な推進等」に関連する施策の一部を抜粋し、重点的に取り組む施策として「不法就労対策パッケージ」を取りまとめた。

具体的には、「不法就労の摘発等」のほか、「不法就労の予防等」として、「(1)偽変造在留カード対策の強化」や「(2)外国人雇用状況届出制度の厳格化」を掲げている。

同パッケージは、不法滞在者をゼロにするという不法滞在者ゼロプランの理念とも一致することから、今般、「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」の一部としても盛り込んでいる。

資料一覧

- 1 国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン（令和7年5月23日公表）
- 2 不法残留者の推移
- 3 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議（第1回）における内閣総理大臣指示（令和7年11月4日）
- 4 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）
- 5 不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～（令和8年5月22日公表）
- 6 電子渡航認証制度（正式略称：J E S T A）の概要
- 7 育成就労制度の概要
- 8 難民認定申請の処理状況
- 9 出入国在留管理のD X
- 10 退去強制手続等の概要
- 11 不法就労対策パッケージ（令和8年5月22日公表）

ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、 不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する

入国管理

(1) 電子渡航認証制度(正式略称: JESTA(※))の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止する。

2030年の導入予定を前倒しして、2028年度中の導入を目指す。

(※) Japan Electronic System for Travel Authorization

(2) 退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人(※)が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。

(※) 被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者

在留管理・難民審査

(3) 難民認定申請の審査の迅速化

誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報等を踏まえてB案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備する。

法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施する。

(※) B案件: 難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

(4) 出入国在留管理のDX

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討する。

JESTAの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討する。

出国・送還

(5) 護送官付き国費送還の促進

退去強制が確定した外国人のうち、令和5年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。

(6) 改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進

出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。

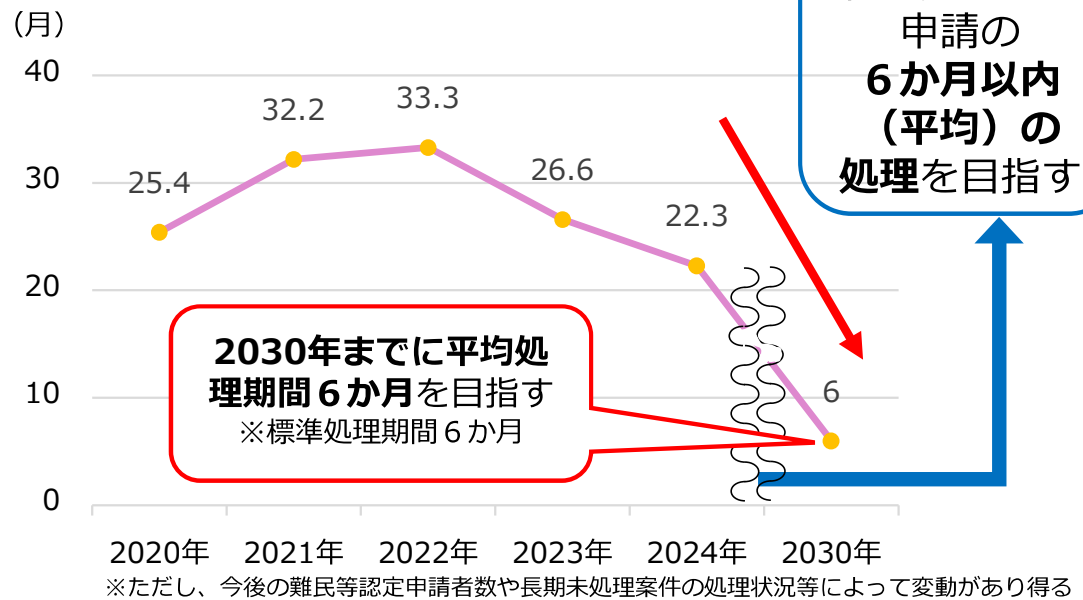
(7) 被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。

警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

不法滞在者ゼロプランによって期待される当面の効果（目標）

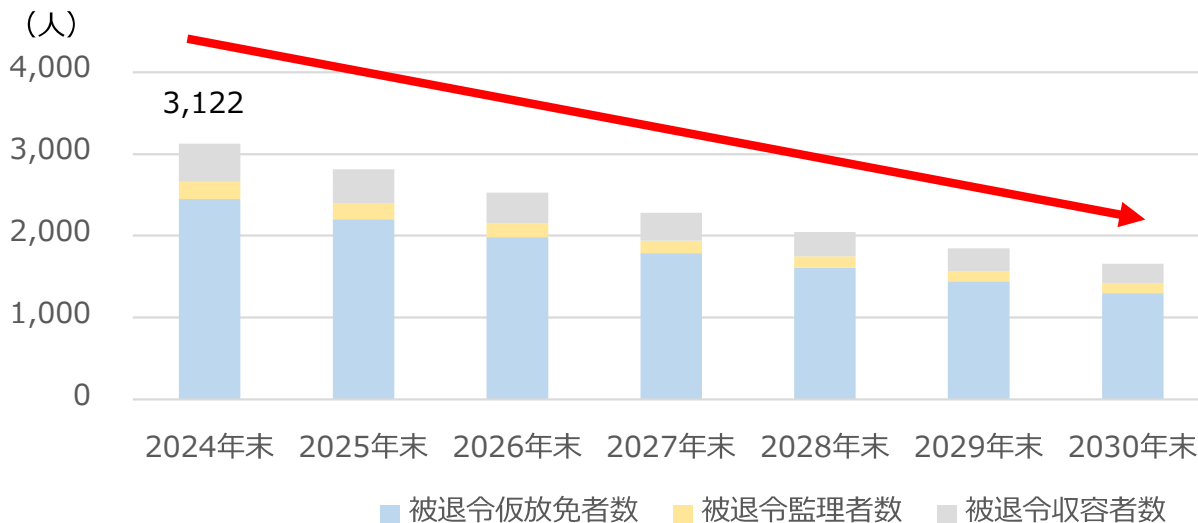
難民認定申請の平均処理期間



護送官付き国費送還



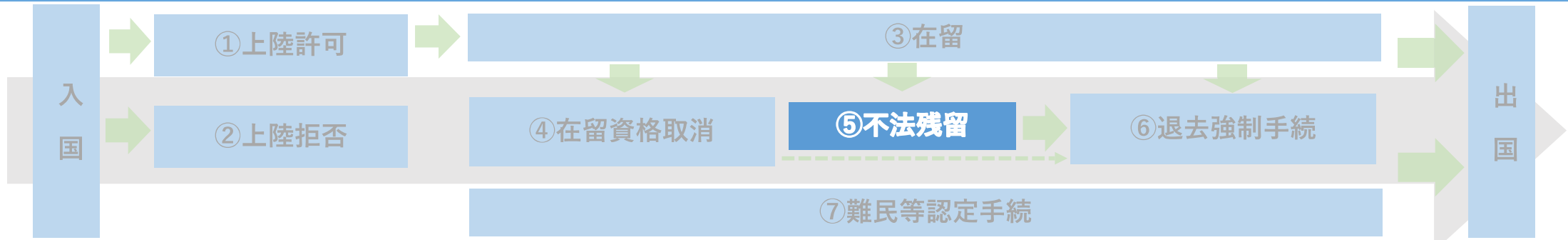
退去強制が確定した外国人数



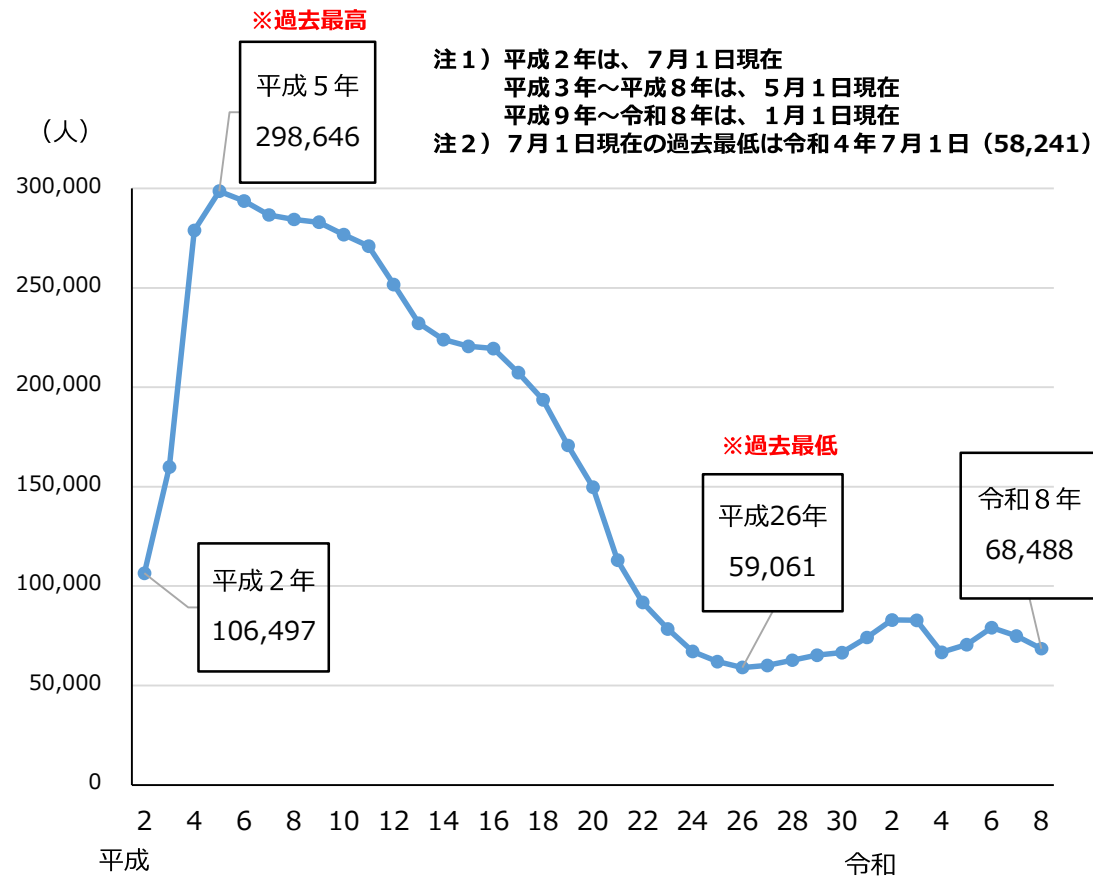
今後の難民認定申請の審査迅速化により増加が見込まれるものの
2030年末までに半減を目指す

不法滞在者ゼロの日本へ

令和7年の出入国在留管理業務の状況



⑤本邦における不法残留者数について



○令和8年1月1日現在の不法残留者数：6万8,488人
→令和7年1月1日現在に比べ、6,375人減少

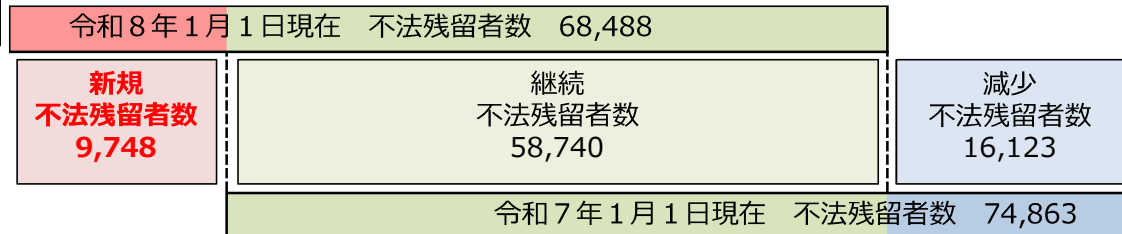
○国籍・地域別では、ベトナムが1万1,601人と最も多く、次いでタイが1万907人、韓国が1万20人

○在留資格別では、「短期滞在」が4万1,607人と最も多く、次いで「技能実習」が9,323人、「特定活動」が7,306人

○令和8年1月1日現在の不法残留者数のうち、令和7年1月1日以降、新たに判明した不法残留者数は：9,748人

→国籍・地域別では、ベトナムが2,692人と最も多く、次いでタイが2,497人、インドネシアが908人

→在留資格では、「短期滞在」が3,737人と最も多く、次いで「特定活動」が1,924人、「技能実習」が1,831人



外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示）
（令和7年11月4日）

一 人口減少に伴う人手不足の状況において外国人材を必要とする分野があることは事実です。インバウンド観光も重要です。しかし、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることも、また事実です。

排外主義とは一線を画しつつも、こうした行為には、政府として毅然と対応します。関係閣僚におかれましては、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、次の取組を強力に進めるようお願いします。

二 第一に、既存のルールの遵守・各種制度の適正化についてです。

① 法務大臣は、

・不法滞在者ゼロプランの強力な推進

- ・在留資格の審査の厳正な運用（納税状況等の活用を含む）と在留資格の在り方・帰化の厳格化の検討
- ・外国人の受入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査・検討

をお願いします。

② 厚生労働大臣、文部科学大臣をはじめとする各種制度を所管する各大臣は、その適正利用等に向けた取組を推進してください。具体的には、

- ・国保料、医療費（入国前の民間医療保険への加入の検討を含む）、児童手当、就学援助、外国人留学生・外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進
- ・入管庁と市区町村又は関係行政機関との情報連携の推進
- ・在留外国人（成人・子供）への日本語教育の充実
- ・査証手数料と在留許可手数料について、主要国の水準等を踏まえた見直し

をお願いします。

③ 国土交通大臣は、日本人出国者に配慮しつつ、国際観光旅客税の拡充、観光客の過度な集中の防止と地方分散の推進、マナー違反等のオーバーツーリズム対策の強化、同大臣、厚生労働大臣、地方創生担当大臣は、

各種民泊の適切な運営確保に向けた具体的な対応策の検討を進めてください。

- ④ 国家公安委員会委員長は、外国人犯罪に適切に対応してください。具体的には、
- ・ 国内関係機関や外国捜査機関等と連携した違法行為の厳正な取締り
 - ・ 入管庁との連携による不法滞在者対策の推進
- をお願いします。

三 第二に、土地取得等のルールの中身を、国土の適切な利用及び管理についてです。国民の皆様の不安は、外国人による不動産保有の実態がよく分からないことにも起因しています。このため、外国人による不動産保有の実態把握に向けて、具体的には以下の取組を行ってください。

- ① 法務大臣及び農林水産大臣は、「不動産の移転登記時」及び「森林の取得の届出時」の、国籍把握の仕組みの検討をお願いします。
- ② 財務大臣は、外為法に基づき、国外居住者による不動産取得について、幅広く把握する仕組みの検討をお願いします。
- ③ 国土交通大臣は、国外からの取得を含めたマンションの取引実態の早急な把握と結果の公表をお願いします。
- ④ 法務大臣及びデジタル大臣は、把握した国籍情報も取り込み、一元的なデータベースとして「不動産ベース・レジストリ」が機能するよう検討をお願いします。
- 併せて、外国人の土地取得等のルールの中身を検討するため、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣、防衛大臣及び外務大臣は、安全保障への影響や、国際約束との関係を具体的に精査してください。

四 今般、新たに設置した外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣におかれては、関係閣僚と連携し、実情等を踏まえ、不断に取組の強化を進めてください。

五 各閣僚におかれては、実施可能な施策は順次実施いただき、有識者会議における御議論も踏まえ、来年一月を目途に当会議で改訂予定の「総合的対応策」において、基本的な考え方や取組の方向性をお示しできるよう、スピード感を持って検討を進めていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- | | |
|-----------------|--|
| R8 | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討 |
| R8/R9 | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し |
| R10 | ○電子渡航認証制度（J E S T A）の導入 |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

2 外国人制度の適正化等について

- | | |
|-----------------|---|
| R8 | ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| R8/R9 | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9） |
| R9 | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9） |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
○公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 |

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- | | |
|-----------------|---|
| R8 | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏） |
| R9以降 | ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握 |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- | | |
|---|---|
| ・情報発信・相談体制の強化
・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成 |
|---|---|

不法残留者数の増減要因（現状分析）

※不法残留者数以外の数値は令和7年の概数である。

○増加要因（約1万3千人）

（令和7年中に新規発生した数の要因分析）

令和7年に発生した実数であり、同年中に送還等された者を含む。

①短期滞在（査証免除国） 約3.9千人（30.0%）

タイ	2.4千人
インドネシア	0.7千人
台湾	0.2千人
韓国	0.1千人

②短期滞在（査証国） 約0.6千人（4.8%）

中国	0.3千人
フィリピン	0.2千人

③技能実習 約3.2千人（24.9%）

ベトナム	2.6千人
インドネシア	0.3千人
中国	0.2千人

④難民認定申請歴のある者 （在留制限・不認定・所在不明） 約2.5千人（19.4%）

タイ	0.8千人
スリランカ	0.4千人
トルコ	0.4千人

⑤在留期間更新・変更不許可 約0.5千人（3.5%）

⑥その他 約2.3千人（17.3%）

不法残留者 約6万8千人

令和8年1月1日現在

新規

短期滞在（査証免除国） 約3万3千人（47.8%）

タイ	9.8千人
韓国	9.6千人
台湾	2.6千人
インドネシア	2.5千人

短期滞在（査証国） 約8.9千人（13.0%）

中国	2.0千人
フィリピン	1.9千人
ベトナム	1.9千人

その他の在留資格 約2万7千人（39.2%）

技能実習	9.3千人
ベトナム	6.2千人
中国	1.4千人
インドネシア	1.0千人
特定活動	7.3千人
スリランカ	1.0千人
ベトナム	1.0千人
トルコ	0.8千人
タイ	0.7千人

令和7年
約7万4千人

減少

※このほか
難民認定申請中の者
約1万9千人

○減少要因（約1万7千人）

（令和7年中に減少した数の要因分析）

令和7年中に手続を執った実数

⑦出頭申告 約1万1千人 （62.8%）

ベトナム	3.8千人
タイ	2.4千人
中国	1.0千人
インドネシア	0.9千人
フィリピン	0.5千人

⑧身柄引取等 約4.8千人 （28.1%）

ベトナム	2.0千人
タイ	0.5千人
中国	0.4千人
トルコ	0.4千人
インドネシア	0.3千人

⑨摘発 約1.5千人 （9.1%）

タイ	0.6千人
ベトナム	0.5千人
インドネシア	0.3千人

退去強制手続又は出国命令手続

約1万7千人

⑩出国命令出国者 約9.8千人 （56.8%）

⑪自費出国 送還 約5.9千人 （34.4%） 約6.6千人 （38.5%）

⑫国費送還 約0.7千人 （3.9%）

在留特別許可 約0.8千人（4.8%）

不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～

- 不法残留者を増やさない施策（1）
- 不法残留者を減らす施策（5）（6）（7）（8）
- 不法残留者を増やさない施策でかつ減らす施策（2）（3）（4）

入国管理

（1）電子渡航認証制度（正式略称:JESTA）

の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止。

①④査証免除国からの短期滞在者の入国については、JESTA導入。

②④査証国からの短期滞在者の入国については

厳格な査証審査に活用すべく入管庁及び外務省が関連情報の連携を強化。DXによるJESTA業務と査証業務の情報連携。【関係省庁】

③技能実習制度に替わる育成就労制度の創設。

③～⑥中長期在留者の入国についても、在留資格認定証明書交付申請に係る審査の更なる厳格化を検討。

（2）退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化。

①～⑦⑩⑪について

- アウトリーチ型の働き掛けや動画（多言語）による広報強化等の取組を検討。
- 駐日外国公館に申入れを実施。【関係省庁】
- 諸外国の取組例等の調査研究も必要。

在留管理・難民審査

（3）難民認定申請の審査の迅速化

（略）B案件（※）を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備。

法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施。

（※）B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

④⑦について

- B案件の類型化の拡充による処理の促進
*在留制限の更なる厳格な運用を検討。
- 案件処理のタイムラインを明示。
- 更なる処理体制の整備。

（4）出入国在留管理のDX

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討。

JESTAの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討。

➢ 上記（3）の推進のためにも、早期に難民DXによる処理の迅速化・効率化。

➢ ①～⑫について

出入国在留管理DXによって、不法滞在者の発生防止及び摘発・退去強制等の一連の業務を効率化するため、

- ・出入国在留管理DXの中身の具体的な検討を加速（DX推進体制の強化）。
- ・具体的な実現期限を設定。

出国・送還

（5）護送官付き国費送還の促進

（略）計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施。

⑫について

- 護送官付き国費送還を更に強力に推進。
- 多角的な送還手法の検討。

（6）改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進

出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進。

⑩⑪について

- 帰国説得を行う人員の体制整備や帰国説得用資料（多言語翻訳）の準備の検討。「早く帰れば良かった。」などと後悔していた被送還者の声をアウトリーチ型で周知。
- 被仮放免者及び被監理者（特に、旧法下の被仮放免者）について、各要件を満たさなくなったものは収容した上、帰国説得。

（7）被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

⑦～⑨について

- 不法就労助長者の摘発強化・厳正に対処。*【関係省庁】
- 不適正ヤード対策。*【関係省庁】
- 不法就労助長罪を各業法の欠格事由に盛り込むことを提案する（法改正が必要）。【関係省庁】

（8）摘発の強化【新規】

⑦～⑨について

上記（7）の対策に加えて、入管の体制を増強し、以下の施策に取り組む。

- 合同・入管単独摘発の強化。*【関係省庁】
- サイバーパトロールの実現。*
- 情報提供、通報の促進策の検討。*

*「不法就労対策パッケージ」を関係機関が連携し、強力に推進。

（※1）①～⑫の区分は、1枚目（現状分析）と2枚目（パッケージ）で対応している。

（※2）緑背景は、「強力推進パッケージ」において重点的に実施していく取組を示す。

電子渡航認証制度（J E S T A（※））の概要

- 来日を希望する外国人（観光などを目的として短期滞在をしようとする査証免除国・地域の者、クルーズ船（指定旅客船）に乗って入港し、観光のために上陸しようとする者等及び乗り継ぎのため一時的に空海港を利用する者（一部））について、**渡航前に、入管庁に渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にチェックを行い、問題がない者であることを認証。**
- **認証又は査証を受けていない者は原則として航空機等に搭乗不可。短期滞在の認証を受けている者は所要の審査を受けた後、ウォークスルー型ゲートを通過して上陸することが可能となり、入国審査待ち時間の大幅な削減が見込まれる。**
- 訪日外国人旅行者数を2030年までに6,000万人とする政府目標を踏まえ、急増する訪日外国人旅行者数に対応するため、**2028年度中の導入を目指す。**

現行

①チェックイン(海外航空会社カウンター)

②フライト(海外→日本)

③上陸審査(日本)

上陸許可

上陸拒否

査証が不要とされている者は事前のチェックがないまま航空機等に搭乗可能

航空機等の運送業者の報告及び運送禁止義務

④チェックイン(海外航空会社カウンター)

⑧フライト(海外→日本)

⑨上陸審査(日本)

ウォークスルー型ゲート

上陸許可

上陸許可

上陸拒否

導入後（イメージ）

電子渡航認証

①情報提供
③通知

②入管庁チェック(渡航目的等)

認証の有無を搭乗可否に反映

搭乗の可否

⑤旅客情報の報告
⑦応答

⑥入管庁チェック(認証の有無等)

搭乗不可
運送拒否

搭乗可

提供情報に基づき審査

ゲート前で審査

ブース審査へ

資料 6

(※) Japan Electronic System for Travel Authorization

育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。）。

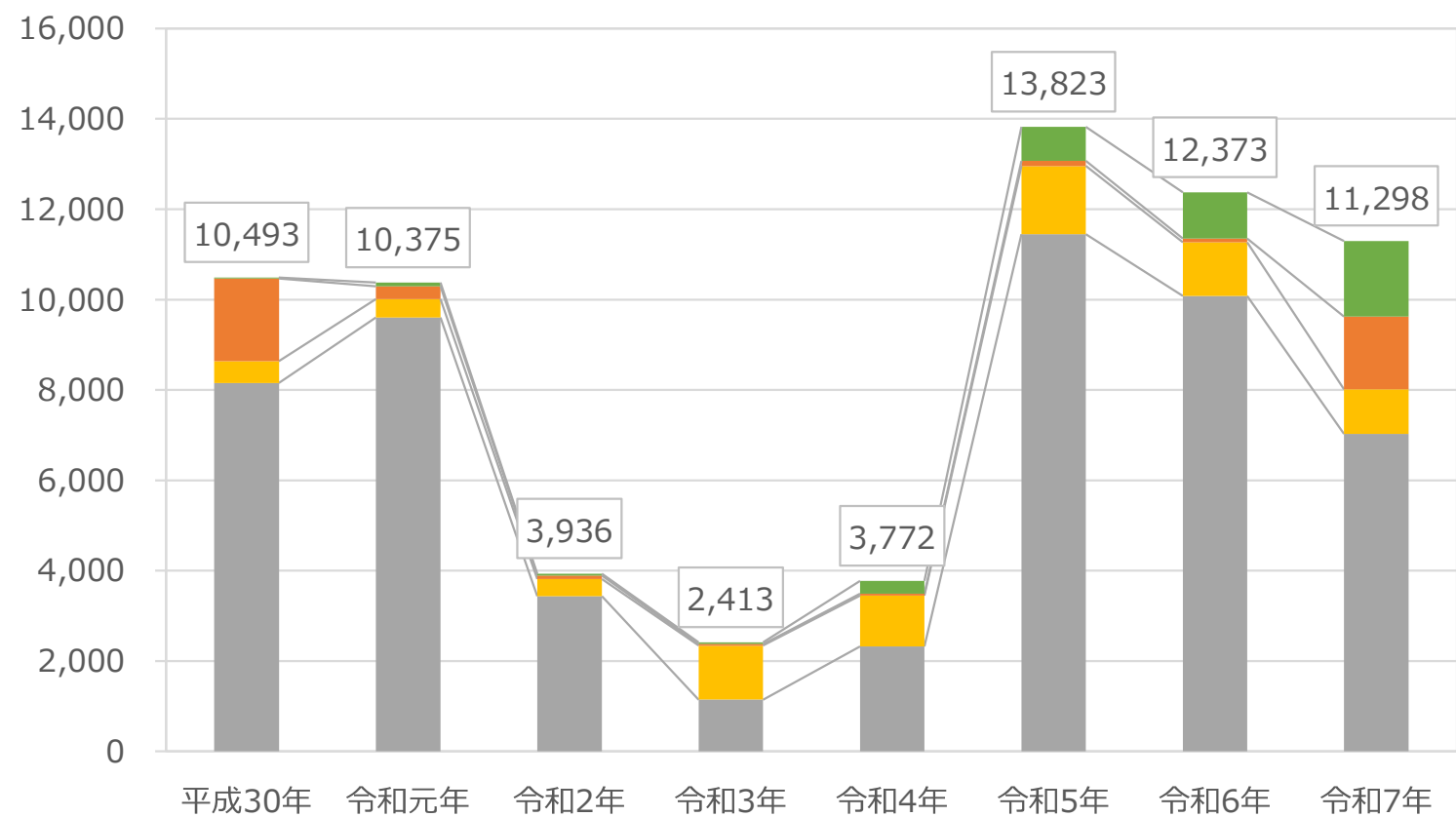
育成就労制度の 目的	「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。 （※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの
基本方針・ 分野別運用方針	育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議において意見を聴取）。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。
育成就労計画の 認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、目標（技能、日本語能力）、内容等が記載され、外国人育成就労機構による認定を受ける）。
監理支援機関の 許可制度	（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。
適正な送出しや 受入環境整備の 取組	・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う費用が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

図表 1 - 1 0 : 振り分け分類別・年別 難民認定申請者数 (人)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
分類	申請数	割合	申請数	割合	申請数	割合	申請数	割合	申請数	割合	申請数	割合	申請数	割合	申請数	割合
A 案件	27	0.3%	83	0.8%	45	1.1%	39	1.6%	281	7.4%	753	5.4%	1,019	8.2%	1,670	14.8%
B 案件	1,825	17.4%	281	2.7%	73	1.9%	33	1.4%	38	1.0%	111	0.8%	80	0.6%	1,615	14.3%
C 案件	486	4.6%	409	3.9%	382	9.7%	1,196	49.6%	1,131	30.0%	1,507	10.9%	1,192	9.6%	981	8.7%
D 案件	8,155	77.7%	9,602	92.5%	3,436	87.3%	1,145	47.5%	2,322	61.6%	11,452	82.8%	10,082	81.5%	7,032	62.2%
総数	10,493	100.0%	10,375	100.0%	3,936	100.0%	2,413	100.0%	3,772	100.0%	13,823	100.0%	12,373	100.0%	11,298	100.0%

(注) 申請書の記載内容等によって、申請案件の振り分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

図表 1 - 1 1 : 振り分け分類別・年別 難民認定申請者数の推移 (人)



A 案件

- 難民条約上の難民若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件

B 案件

- 難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

C 案件

- 再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件

D 案件

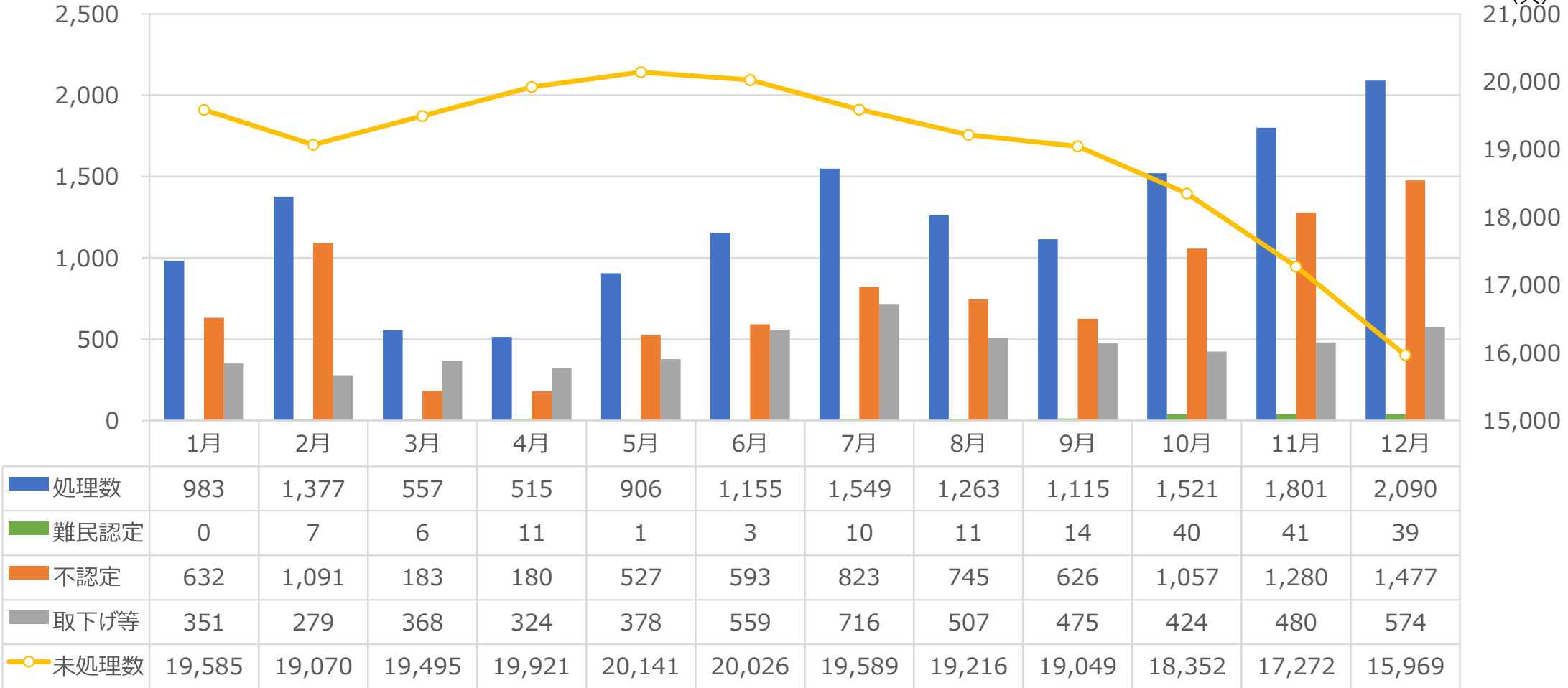
- 上記以外の案件

図表 2 - 5 : 月別 難民認定申請の処理状況 (一次審査・令和 7 年)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
処理数	983	1,377	557	515	906	1,155	1,549	1,263	1,115	1,521	1,801	2,090	14,832
難民認定	0	7	6	11	1	3	10	11	14	40	41	39	183
不認定	632	1,091	183	180	527	593	823	745	626	1,057	1,280	1,477	9,214
取下げ等	351	279	368	324	378	559	716	507	475	424	480	574	5,435
未処理数	19,585	19,070	19,495	19,921	20,141	20,026	19,589	19,216	19,049	18,352	17,272	15,969	—

(注 1) 未処理数は月末時点の数です。
(注 2) 一次審査と審査請求を足した難民認定者数の総数については後掲 (P 3 5) 。

図表 2 - 6 : 月別 難民認定申請の処理状況の推移 (一次審査・令和 7 年)



(注) 未処理数は月末時点の数です。

出入国在留管理行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)について

我が国に入国・在留する外国人の実態把握、分析、関係機関との情報連携のための情報の電子化の徹底及び出入国在留管理制度及び業務全般の見直しを含めたDXによる各種審査の迅速化や出入国在留管理の一体的な高度化等の実現を目指す。

現状

情報を紙で管理



各分野が連動したシステム構築になっていない



情報を点のみで管理

現下の課題

〈訪日外国人旅行者数6,000万人時代へ〉

- ・不法残留を企図する者の入国を防止
- ・出入国審査の円滑化

〈在留外国人数400万人時代に突入〉

- ・在留諸申請の手續等の利便性を向上
- ・在留状況・受入れ環境等(公租公課の未納状況を含む)適時の把握
- ・在留諸申請の円滑かつ迅速な処理
- ・審査の厳格化

〈適正に在留する外国人に寄り添う在留支援〉

- ・外国人の滞在に有用な情報の適時・迅速な提供

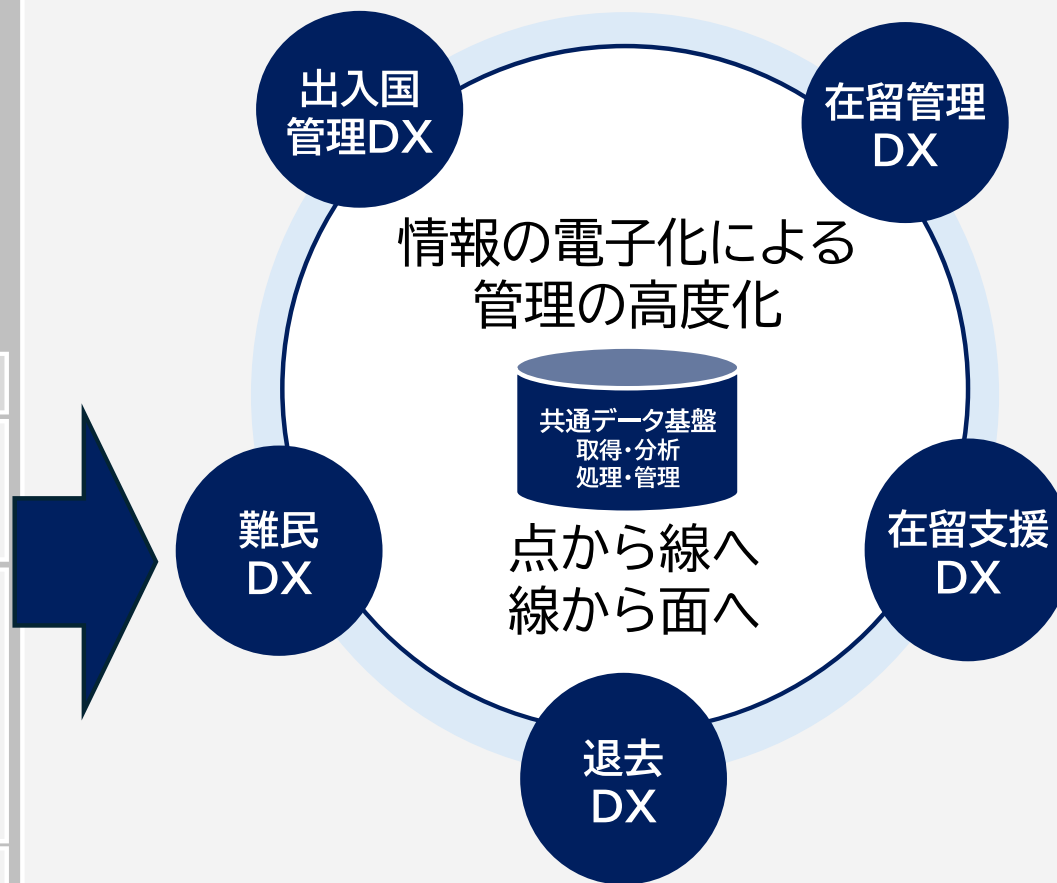
〈不法残留者数6万8千人のゼロを目指す理念〉

- ・不法滞在者の効果的な調査・摘発・送還能力の向上

〈難民等認定申請の迅速な処理〉

- ・難民等認定申請の誤用・濫用を抑制
- ・審査手續の効率化・迅速化

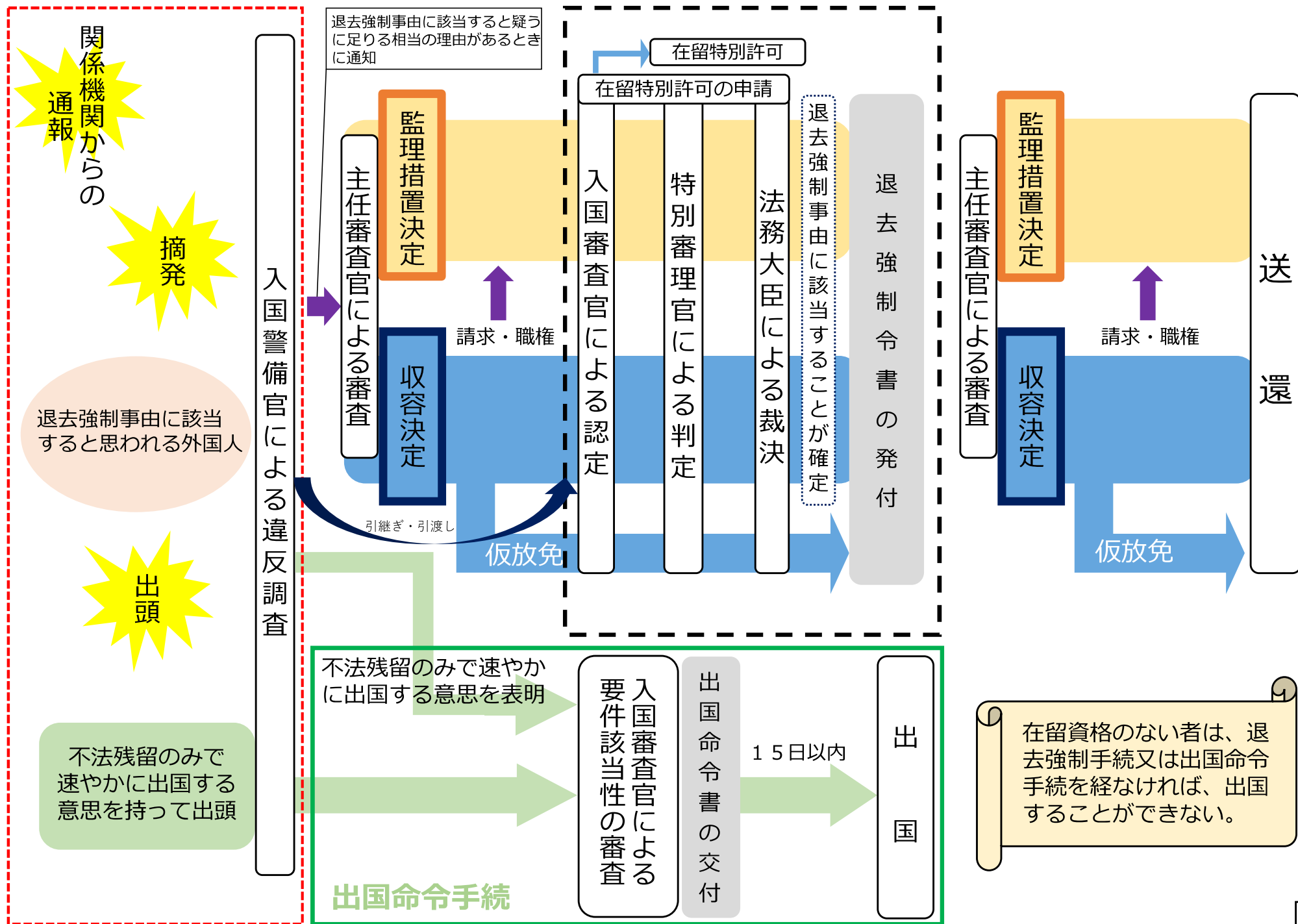
入管DX



「点から線へ」
入国から出国までの情報を一括管理

「線から面(一体運用)へ」
・情報を電子的に取得・処理・管理する共通のシステムを構築
・有機的かつ一体として高度な出入国在留管理行政を実現

退去強制手続の概要



不法就労対策パッケージ

▶ 不法就労の現状と対策の必要性

令和7年中に退去強制手続等を執った外国人（1万8,442人）のうち、不法就労事実が認められた者は、1万3,435人（72.9%）

- 我が国の労働市場への影響（就労機会や賃金水準）
- 地方公共団体を含む我が国の財政・社会保障への負担
- 治安や公衆衛生への影響（不正送金等の犯罪インフラ事犯や人身取引事案）

秩序ある共生社会の
実現のため対策が必要

▶ 不法就労対策パッケージ

不法就労の予防等

（1）偽変造在留カード対策の強化

- 入管庁が配布中の在留カード等読取アプリについて、I Cチップ内の情報をアプリ上に表示する機能に加え、令和7年11月から、在留カードの有効性確認機能（失効情報照会との連携）を追加したところ、更なる機能充実を図る。
- 事業主に在留カード等読取アプリの使用の徹底を促し、アプリでの確認について周知する。

（2）外国人雇用状況届出制度の厳格化

- 未届・虚偽届事案や、事業主の対応が悪質な事案への対応に係る都道府県労働局及びハローワークと警察等関係機関との連携を強化する。
- 届出に際し、事業主に在留カード等読取アプリケーションの使用の確認の厳格化を図る。

不法就労の摘発等

（3）SNS等から情報を収集・分析するなどし、積極的に摘発

- 入管庁は、SNS等からの情報の収集・分析機能を強化し、不法就労等の摘発に活用する。
- 入管庁、警察、都道府県労働局等の関係機関における緊密な情報共有の下、入管・警察合同で、不法就労助長者等の摘発を積極的に行う。
- 入管庁は、不法就労助長者について、刑事処分の内容にかかわらず、警察等から情報提供を受けるなどして、積極的に退去強制手続を執る。

（4）自主的な出頭等の促進

- 不法就労等の防止、自主的な出頭等の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。

（5）不適正ヤード問題対策

- 入管庁は、不適正ヤードに関して、関係省庁と必要な情報共有を行うなど関係機関間の連携を強化する。

（6）被仮放免者等への対応

- 被仮放免者の動静監視に注力し、条件違反者に厳格に対応するとともに、出入国在留管理庁と警察が協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発
- 市区町村からの相談等から被仮放免者等の条件違反等が疑われる場合には、必要な調査を行うなど適切に対応

（7）その他

- 外国人等の相談に迅速かつ効果的に対応等するための体制を整備するとともに、効果的な入管法違反事案その他の違法・不正事案の取締りにつなげることも検討